都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	岐阜県	市町村名	可児市（かにし）	地区名	可児駅東地区（かにえきひがしちく）	面積	73.0 ha

計画期間	平成 21 年度 ～ 平成 25 年度	交付期間	平成 21 年度 ～ 平成 25 年度

目標

大目標: 「出会いと暮らしの杜づくり」をテーマに、市民が誇れる可児市の「顔」を創造する。
目標1　市の玄関口であるこの地域の街路等を整備することにより、交通アクセス条件、歩行者の快適性といった交通結節点としての機能強化を図る。
目標2　可児市の「顔」にふさわしい、親しみのある高質空間の形成を行い、賑わいと魅力ある中心市街地に再生する。
目標3　都市基盤整備を通じ、安心で安全な暮らしの提供を目指す。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

・この地域は、市役所をはじめとする公共施設や商業、業務施設が立地しており、可児市の中心市街地となっているが、近年、国道のバイパス供用により、ロードサイドへの商業集積が進んでおり、大型施設の面的な集積は郊外に移っている。
・可児市第三次総合計画後期基本計画において、可児市周辺の整備や中心市街地の活性化が主要な課題に位置づけられている。
・都市計画マスタープランにおいて、本地区は、「都市核」と位置付けられており、土地区画整理事業による面的な都市基盤整備を進め、可児市の顔にふさわしい商業、業務機能の集積を図るとともに、（都）可児駅前線を骨格軸として位置付け、シンボルロードとして景観面に配慮した道路整備を推進するとしている。
・当地区は、可児市中心市街地活性化基本計画の区域内に存在し、同計画において「出会いの杜」と位置づけられ、交通機能の強化や新たな拠点作りが望まれる。
・昭和63年度から平成13年度に渡り、隣接する可児川で、岐阜県においてふるさとの川整備事業により、治水、修景事業を行った。
・平成11年度から市施行の意向確認型の換地手法を用いた土地区画整理事業による基盤整備を施行しており、平成12年3月には、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業地区に指定を受け、平成14年7月には仮換地指定を行い、同年より建物移転を大規模に実施している。
・まちの基盤づくりに取り組むため、住民、権利者等からなる「まちづくり協議会」を平成10年から12年にかけて計17回開催したほか、まちづくりの全体像や個別の整備内容を検討するため、地域の代表や有識者等による「まちづくり委員会」を平成12年度に計4回開催した。
・平成19年度には、より良い街並みを形成するため、地域のルール作りを住民、権利者自ら取り組み、地区計画を導入した。

課題

当該地区は、可児市の都市核として位置づけられているが、以下のような課題を抱えていることより、都市核、交通結束点、駅前商業等の主要機能が低下しており、中心市街地としての機能を十分に維持、活用できていない状況である。
・商業施設は、ロードサイドへの展開が進んでおり、特に大型店舗は中心市街地外に整備されていることより、交通の核となる道路整備が急務となっている。
・道路や基盤整備の遅れにより、様々な用途の建物等が混在しているため、健全な市街地形成を阻害している。
・交通バリアフリー法制定前の道路が混在し、歩行者の安全性を阻害している。
・現在の駅前広場は、バスバース及びタクシーバースが2台分の面積でしかなく、送迎車を阻害している。

将来ビジョン（中長期）

この地区が、可児市の「顔」となる中心性を形成し、賑わいの中心となるとともに、ここに住む人々が安心して快適に都市的環境を身近に実感できる暮らしの場を提供する。
・都市計画マスタープランにおいて、本地区は、「都市核」と位置付けられており、（都）可児駅前線を骨格軸として位置付け、シンボルロードとしてバリアフリー化等景観面に配慮した道路整備を推進する
・当地区は、可児市中心市街地活性化基本計画の区域内に存在し、同計画において「出会いの杜」と位置づけられ、交通機能の強化や新たな拠点作りが望まれる。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
1.区域内幹線道路の歩行者空間のバリアフリー化	%	区域内の1、2級市道等のバリアフリーに配慮した幅員2.5m以上の歩道整備の割合	歩行者空間のバリアフリー化を高めることにより、安全性の向上を図る。	11%	平成20年度	45%	平成25年度
2.中心市街地整備に対する市民満足度	%	駅周辺地区を中心とする市街地整備に対する市民評価	駅周辺地区の交通結節点を整備することにより、交通結節点としての機能の充実を図る。	37%	平成20年度	51%	平成25年度
3.消防活動困難区域率の解消	%	消防活動が困難である区域の割合	幹線道路を整備し、消火栓や耐震性貯水槽を設置することにより、消防活動困難区域を解消する。	9.7%	平成20年度	5.8%	平成25年度